

中学校における消費者教育の支援⑨



小学生・中学生・高校生の消費生活相談概要 (令和4年度京都府)



京都府消費生活安全センター

1. 消費生活相談件数



○ 令和4年度に、京都府内の消費生活相談窓口へ寄せられた相談(21,245件)の内、契約当事者が小学生・中学生・高校生の相談総数は、305件でした。

○ 令和4年度は、前年度に比べて、19件増加しました。高校生の相談件数は減少しているものの、中学生、小学生の相談件数は増加しています。

2. 相談内容の内訳

(1) 過去5年間の小・中・高校生の販売・購入形態別相談件数



○ 販売・購入形態別相談件数では、「通信販売」(インターネット含む)が突出しています。



(2) 小・中・高校生の商品・サービス別相談件数(商品・役務別分類上位5位)

小学生	件数	中学生	件数	高校生	件数
1 インターネットゲーム	53	1 インターネットゲーム	45	1 インターネットゲーム	17
2 健康食品(サプリメント等)	4	2 脱毛剤	10	2 脱毛剤	12
3 商品一般※	3	3 健康食品(サプリメント等)	7	3 商品一般※	5
4 歯みがき粉	3	4 アダルト情報	7	4 健康食品(サプリメント等)	5
5 アダルト情報	3	5 商品一般※	6	5 アダルト情報	7

※ 商品一般：注文した覚えのない配達物(中身不明)や請求等

(PIO-NET 地域データ 2023.6検索)



3. 京都府内の消費生活センターに寄せられた相談事例

【事例1】オンラインゲーム課金※1	契約当事者年齢	12歳	契約購入金額	300万円
子どもが自分のスマホで300万円のゲーム課金をしていて、スマホゲームの設定をする際に、親がクレジットカード情報を登録していた。課金について子どもに確認したところ、最初はわからないと言っていたが、課金していたことを認めた。返金してもらえないか。				
※1 キャラクターやアイテム購入等のポイントや料金の支払い				

◎相談員からのアドバイス

スマートフォンやタブレット端末などにクレジットカード情報を登録したままにしておくと、子どもが端末使用時に自由に課金できてしまいます。保護者は、カード情報を削除しておくなど、クレジットカードの管理を適切に行いましょう。クレジットカードの利用ごとにメール等で通知されるよう設定し、日ごろから状況を把握しましょう。

保護者用のアカウントで子どもが課金した場合、子どもが課金したと証明することが難しく、また、年齢を偽って登録した場合は未成年者取消しが認められないことがあります。子どもが使う端末ではペアレンタルコントロール等を利用し、購入・支払いなどの制限をかけることも有効です。



【事例2】定期購入(マヨネーズ)	契約当事者年齢	12歳	契約購入金額	1千円
注文していない商品が届き、送り状の業者をネットで検索すると“定期購入”と出てきた。娘に確認すると、動画視聴中に長時間の広告が流れ、早く終わらせるためにタップした。途中で中断して止めたので注文した覚えはない。				

【事例3】定期購入(化粧品)	契約当事者年齢	13歳	契約購入金額	8千円
娘が「無料で差し上げます」という広告を見て、化粧品の申し込みをした。商品が届き、それで終わりと思っていたら、また商品が届き、代金は7,980円、定期購入であることが分かった。申込時に、生年月日を入力しており、支払い方法は選択していない。解約の電話をかけているが繋がらない。				

◎相談員からのアドバイス

「お試し」「初回限定〇%オフ」「解約可能！」などとお得感を強調したネット注文は「注文確定」を押す前に必ず以下の3つを確認しましょう。
①1回限りの購入ですか？ ②2回目からはいくらですか？ ③解約の方法は？
上記①～③の内容は、特定商取引法が改正され、令和4年6月1日以降、最終確認画面で明確に表示することが義務付けられました。誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性がありますので、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

トラブルを避けるために、契約内容などを確認できるように、最終確認画面をスクリーンショットなどで残しておきましょう。請求が届いたときは、まず解約・返品できるかどうか、またその条件を確認しましょう。事業者に連絡した際には、電話、メール、FAX等の記録を残しておくことが大切です。



【事例4】投げ銭※2	契約当事者年齢	13歳	契約購入金額	72万円
孫がスマホの投げ銭アプリで高額な課金をしてしまった。母親が携帯電話料金の請求を見て発覚した。中学1年生から自分用のスマホを持たせており、最初はペアレンタルコントロールを設定していたが、何かの都合で外してしまったらしい。				
※2 ライブ配信者等を応援するための課金機能				

中学校における消費者教育の支援⑩

中学生に多い消費生活相談事例

生徒用

中学生の消費生活相談件数 1位はインターネットゲーム

令和4年度 京都府における消費生活相談件数（商品・役務別分類上位3位）

中学生						
1位		2位		3位		
インターネットゲーム	45件	脱毛剤	10件	健康食品（サプリメント等）	7件	

全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET） 令和5年6月検索
令和4年度に京都府内の消費生活センターに寄せられた、契約当事者が中学生の相談事例

1位 インターネット(オンライン)ゲーム課金※の相談事例 ※キャラクターやアイテム購入等のポイントや料金の支払い

【事例1】 契約購入金額:7万円

子どもが3か月ほど前からコンビニでプリペイドカードを数回購入し、オンラインゲームで課金をしていた。2日前に気づき、7万円使用していることが分かった。カードは残っているが、購入したレシートは残っていない。何とかならないか。

【事例2】 契約購入金額:30万円

子どもが4種類のオンラインゲームで課金していた。プラットフォーム事業者に未成年者取消しを申し出たが、取消しの対象外と言われた。取消してもらえないか。

【事例3】 契約購入金額:40万円

子どもが親の名義のクレジットカードでオンラインゲームに高額な課金をしていた。スマホにクレジットカードは登録していなかったが、カード会社から「高額の利用がある」と連絡があり、利用先がオンラインゲームであることがわかった。利用金額は合計で約40万円になるが、親に無断で課金していたので返金してもらいたい。

【事例4】 契約購入金額:100万円

クレジットカード会社から不正利用の可能性があるので3取引先であるプラットフォームに問合せるよう連絡があった。オンラインゲームの課金であることが分かり、子どもに確認したら、無断でオンラインゲームの課金を繰り返していたことが分かった。取消しできないか。

2位～3位の相談事例

【事例5】 定期購入(脱毛剤) 契約購入金額:1千円

子どもが定期購入と知らずに契約した脱毛クリームが届いた。解約するため架電したが、「解約はマイページから」との音声案内があるので繋がらない。子どもの携帯電話が手元にないので、購入画面やマイページを確認することができない。どこへ連絡したらいいか。

【事例6】 定期購入(ダイエットサプリ) 契約購入金額:9千円

SNSを見てダイエットサプリを980円で購入した。一昨日、2回目の商品が2袋届き、8,000円の高額な請求に困っている。申込みの時には、親に相談しなかったが、2回目が届いて親に相談した。申込みを取消しできないだろうか。

その他の相談事例

【事例7】 電子書籍 請求金額:7万円

子どもが電子書籍を読むために、親の同意なく販売会社のサイトに年齢を偽って登録し、親のクレジットカードから7万円をチャージしていたことが分かった。クレジットカード情報の登録は削除したが、事業者に返金を求めることはできるだろうか。

【事例8】 ワンクリック詐欺(アダルトサイト) 契約購入金額:45万円

子どもが親のスマホで、アイドルの動画を閲覧しようとして画面を触ったところ、アダルトサイトにアクセスし、「インストールされました。45万円支払うように。」と表示が出た。下の方にスクロールすると、「キャンセル」というボタンがあり、タップすると申込番号と電話番号が表示されていたので電話した。「未成年者の携帯ならキャンセルできるが、親の携帯なのでできない。タ方本人(子ども)から電話するように」と言われた。どうしたらよいだろうか。業者名の記載はない。

【事例9】 欠陥商品 契約購入金額:3万円

1ヶ月前に購入した自転車を運転中に片方のペダルが外れて怪我をした。治療費と診断書で4,000円かかった。購入店に連絡し、自転車を見てもらったが、ペダルの取り付けの問題か、構造の問題なのか、原因は分からないとのこと。

※令和3年度、契約当事者年齢18歳の事例です。

クーリング・オフのハガキを書いてみよう！

【事例】 脱毛エステ 契約日:20××年8月1日 商品(役務)名:全身脱毛プラン

契約金額:40万円 契約企業:〇〇エステティック株式会社

昨日、18歳の子どもが脱毛エステで約40万円の契約をした。2万円支払済みと言っている。クーリング・オフで取り消したいが、どうすればよいか。

「クーリング・オフ」フリーフレット→



京都府消費生活安全センター 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館2階

◆ 電話相談窓口

- ・消費生活相談 075-671-0004【平日午前9時～午後4時】（祝休日、年末年始を除く）
- ・若年消費者ほっとダイヤル 075-671-0044【平日午前9時～午後5時】（祝休日、年末年始を除く）

◆ 若年者向けインターネット相談窓口

- ・Under22 消費生活相談窓口



中学校における消費者教育の支援⑪

中学生に多い消費生活相談事例

先生用

中学生の消費生活相談件数1位はインターネットゲーム

令和4年度 京都府における消費生活相談件数（商品・役別分類上位3位）

中学生				
1位	2位	3位		
インターネットゲーム	45件	脱毛剤	10件	健康食品（サプリメント等）
			7件	

全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET） 令和5年6月検索
令和4年度に京都府内の消費生活センターに寄せられた、契約当事者が中学生の相談事例

1位 インターネット(オンライン)ゲーム課金※の相談事例 ※キャラクターやアイテム購入等のポイントや料金の支払い

【事例1】 契約購入金額:7万円

子どもが3か月ほど前からコンビニでプリペイドカードを数回購入し、オンラインゲームで課金をしていた。2日前に気づき、7万円使用していることが分かった。カードは残っているが、購入したレシートは残っていない。何とかならないか。

【事例2】 契約購入金額:30万円

子どもが4種類のオンラインゲームで課金していた。プラットフォーム事業者に未成年者取消しを申し出たが、取消しの対象外と言われた。取消してもらえないか。

【事例3】 契約購入金額:40万円

子どもが親の名義のクレジットカードでオンラインゲームに高額な課金をしていた。スマホにクレジットカードは登録していなかったが、カード会社から「高額の利用がある」と連絡があり、利用先がオンラインゲームであることがわかった。利用金額は合計で約40万円になるが、親に無断で課金していたので返金してもらいたい。

【事例4】 契約購入金額:100万円

クレジットカード会社から不正利用の可能性があるので取引先であるプラットフォームに問合わせるよう連絡があった。オンラインゲームの課金であることが分かり、子どもに確認したら、無断でオンラインゲームの課金を繰り返していたことが分かった。取消できないか。

オンラインゲームをする前に注意すること

- 利用規約を確認しよう。
自分を守るために読まなければならないルールが書かれている。
- 課金のルールを決めよう。
保護者に相談して、課金の上限や支払い方法等ルールを決めておきましょう。
- 事業者の連絡先を確認しよう。

（参考1）未成年者の契約

未成年者が法定代理人（保護者など）の同意を得ないで行った契約は取り消すことができます。ただし、次のような場合は取り消すことができません。

- ・小遣いの範囲内での契約
（法定代理人が認めた範囲内での契約）
- ・18歳以上であると年齢を偽った場合
- ・契約書の法定代理人の承認欄に無断で記入するなど、偽って契約した場合
- ・結婚している場合

消費生活と契約

クレジットカードは本人しか使えません！

- クレジットカードの仕組みやルールを学びましょう。
- クレジットカードの管理責任について
クレジットカードはクレジットカード会社の管理を委ねて認められた人しか発行できません。たとえ家族間といえどもクレジットカードの貸し借りはできません。

（参考2）課金の支払い方法

- プリペイド方式
コンビニなどで所定額のプリペイドカード（電子マネー）を購入して支払う。
- キャリア決済
電話料金と一緒に支払う。
- クレジットカード

支払い方法

社会科 家庭科

～相談員からひとこと～

親のクレジットカードを子が使ったことを立証することは難しく、事業者から「親（名義人）の監督責任」と言われ、取消しが困難場合があります。



ネットで購入する前に注意すること

- 利用規約を確認しよう。
自分を守るために読まなければならないルールが書かれている。
- 事業者（契約相手）の連絡先を確認しよう。
- 代金前払いをする場合は、リスクの大きさを認識しておきましょう。
「前払い」は金銭的な決済が難しく、また、確実な連絡手段がなければ交渉することができません。

～相談員からひとこと～

消費者契約（事業者と消費者間の契約）に当たらない個人同士の契約は、当事者間で解決することとなります。



（参考3）

- 消費生活センターとは
消費生活センターや消費生活相談窓口では、消費生活（消費者契約）に関する様々な相談を専門の相談員が受け付け、トラブル解決のためにお手伝いをしています。
- 消費者契約とは
お店やネットショップでモノを買ったり有料サービスを受けたりする場合など、消費者と事業者との間で締結される契約を「消費者契約」といいます。

社会科 家庭科

2位～3位の相談事例

【事例5】 定期購入(脱毛剤) 契約購入金額:1千円

子どもが定期購入と知らずに契約した脱毛クリームが届いた。解約するため架電したが、「解約はマイページから」との音声案内があるのみで繋がらない。子どもの携帯電話が手元にないので、購入画面やマイページを確認することができない。どこへ連絡したらいいか。

【事例6】定期購入(ゲームガリ) 契約購入金額:9千円

SNSを見てダイエットサプリを980円で購入した。一昨日、2回目の商品が2袋届き、8,000円の高額な請求に困っている。申込みの時には、親に相談しなかったが、2回目が届いて親に相談した。申込みを取消できないだろうか。

社会科 家庭科

商品を購入する前に注意すること

- 定期購入が条件となっていないか、支払うことになる総額はいくらかを確認しよう。
スマートフォンでは、画面をスクロールした数秒の方と小さい文字で条件等が書かれている場合がありますので注意が必要です。
- 広告や最終確認画面のスクリーンショットを撮っておきましょう。

（参考4）消費者を守る法律や制度

- ◎消費者基本法
- ◎消費者契約法
- ◎特定商取引法
・クーリング・オフ制度
※遠隔販売には、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ◎未成年者取消権（参考1参照）
- ◎消費者団体訴訟制度

◎：事例5・6に主に関係する法律や制度

中学校における消費者教育の支援⑫

授業プラン（消費者の権利と責任）

京都府消費生活安全センター

<日時・場所>

<学習のねらい>・消費者の権利と責任について理解できる。

・消費者の権利と責任にあてはまる場面を考え、自分の消費行動を工夫できる。

<内 容> 消費者の権利と責任について考えよう（教科書 P ～P ）

<対 象> 年生

<資料・教材>「消費者の権利と責任」（動画）（京都府消費生活安全センター作成）

「中学生に多い消費生活相談事例」（京都府消費生活安全センター作成）

ワークシート「消費者の権利と責任①」「消費者の権利と責任②」

（京都府消費生活安全センター作成）

スケジュール

時 間	内 容	準備・その他
導入（10分）	○前回授業の復習 ○本時の説明 ○動画「消費者の権利と責任」	
展開1（10分）	○消費者の権利と責任について考えようⅠ ・教科書を参考に、8つの権利と5つの責任について考える	教科書 P
展開2（15分）	○消費者の権利と責任について考えようⅡ （グループワーク） ・京都府の消費者トラブル事例から、消費者トラブル事例を場面に分けて、どの場面でどの消費者の権利と責任を踏まえた消費行動をしなければいけないのかを考える。	教科書 P
展開4（5分）	○消費者市民社会について ・消費者市民社会の形成に繋がることを理解する。	教科書
まとめ（5分）	本日の学習を振り返る	

消費者の権利と責任について考えよう

学年 組 番 氏名

①～⑧のそれぞれの「事例」と関係する「権利・責任」を A ～ M より選び、記号を書きましょう。また、その権利が守られている場合、責任が果たされている場合は○、権利が守られていない場合や責任が果たされていない場合は×を記入しましょう。

消費者の権利	A～H	○×
① 新しく買った自転車のブレーキがきかない。		
② コンビニで、大袋と小分け袋のお菓子が売っていた。一度にたくさん食べられないので小分けの方を買った。		
③ 消費者被害や製品事故に遭わないように、学校などで学ぶ。		
④ モバイルバッテリーから発火して火傷をした。販売業者と連絡が取れない。		
⑤ 雷が落ちて停電したが、翌朝には復旧していた。		
⑥ お土産でもらったお菓子里、アレルギー表示あった。		
⑦ エ場からの排出ガスを吸って咳が止まらない。		
⑧ 小麦アレルギーの私。「家族と同じカレーが食べたい」と事業者のお客様相談室に提案したら、食物アレルギー対応のカレーを製造・販売するようになった。		
A 安全を求める権利 B 知らされる権利 C 選択する権利 D 意見が反映される権利 E 補償を受ける権利 F 消費者教育を受ける権利 G 生活の基本ニーズが保障される権利 H 健全な環境を享受する権利		

消費者の責任	I～M	○×
⑨ 水道の蛇口が、みんなが使いやすいデザインになっている。		
⑩ ハンドソープを買いに行ったら、ポンプ式パッケージと詰替え用の商品があった。ボトルは家にあったので、詰替え用を購入した。		
⑪ ダイエットサプリメントの広告を見た。初回お試し 500 円と書いてあったので、最後までしっかりと読まずにすぐに購入した。		
⑫ ペットボトルのラベルがはがしにくいので、メーカーに改善してもらうように意見を送った。		
⑬ 参加申込したイベントが中止になった。代金が返金されなかったため、被害者が連帯して運営会社に返金を求めた。		
I 批判的な意識をもつ責任 J 主張し行動する責任 K 連帯する責任 L 環境への配慮をする責任 M 社会的弱者への配慮をする責任		

中学校における消費者教育の支援⑬

消費者の権利と責任

京都府消費生活安全センター

学年 組 番 氏名

消費者トラブル事例5と8について、当てはまる消費者の8つの権利と5つの責任を教科書から選んで記入しましょう。

<事例> SNSを見てダイエットサプリを980円で購入した。一昨日、2回目の商品が2袋届き、8,000円の高額の高額な請求に困っている。申込みの時には、親に相談しなかったが、2回目が届いて親に相談した。申込みを取消してきないだろうか。

2 試してみたい！
親に相談せずに契約した。

3 お試しで一回限りと思っていたら、翌月同じ商品が届いた。調べたら、定期購入だった。解約したい。

4 販売店と交渉するために消費生活センターに相談した。

1 SNSで見つけたダイエットサプリ。レビューの評価が高く、お試し980円と書いてある。

5 高額なアイテムは自分では買えないので、課金をしなくても楽しめるようなゲームを作ってもらえないか、ゲーム会社に要望をした。

6 アイテムが欲しくてポイントと交換した。もっと強いアイテムが欲しくなって、ポイントを使っていたら、ポイントの代金が親のクレジットカードから引き落とされていた！

7 請求金額は40万円にもなっていた。支払えないので消費生活センターに相談した。

8 オンラインゲームを開始する前に、年齢の確認と利用規約に同意するかの確認があった。

9 オンラインゲーム

10 お試し980円

11 権利

12 責任

13 権利

14 責任

15 権利

16 責任

17 権利

18 責任

19 権利

20 責任

21 権利

22 責任

23 権利

24 責任

25 権利

26 責任

27 権利

28 責任

29 権利

30 責任

31 権利

32 責任

33 権利

34 責任

35 権利

36 責任

37 権利

38 責任

39 権利

40 責任

41 権利

42 責任

43 権利

44 責任

45 権利

46 責任

47 権利

48 責任

49 権利

50 責任

51 権利

52 責任

53 権利

54 責任

55 権利

56 責任

57 権利

58 責任

59 権利

60 責任

61 権利

62 責任

63 権利

64 責任

65 権利

66 責任

67 権利

68 責任

69 権利

70 責任

71 権利

72 責任

73 権利

74 責任

75 権利

76 責任

77 権利

78 責任

79 権利

80 責任

81 権利

82 責任

83 権利

84 責任

85 権利

86 責任

87 権利

88 責任

89 権利

90 責任

91 権利

92 責任

93 権利

94 責任

95 権利

96 責任

97 権利

98 責任

99 権利

100 責任

授業プラン（消費生活と契約）

京都府消費生活安全センター

<日時・場所>

<学習のねらい> ・日々の暮らしの中の契約について理解できる。
・自分の消費行動を工夫できる。

<内容> 消費者としての自覚

<対象>

<資料> 「カードで学ぶ契約」、「中学生に多い消費生活相談事例」

(京都府消費生活安全センター作成)

ワークシート「私たちの消費生活」(京都府消費生活安全センター作成)

スケジュール

時間	内容	準備・その他
導入 (5分)	○前回の復習	
展開1 (10分)	○私たちは消費者であることを自覚する ○身の回りの契約について知る。 ・何が(売買)契約で何が約束なのか知る。	カードで学ぶ契約
展開2 (10分)	○契約と約束、それぞれの特徴を理解する(グループワーク) ・契約と約束それぞれの特徴を付箋に記入し、用紙に貼る。 ・グループの代表がまとめた意見を発表する。 (生徒の意見をまとめて板書)	ワークシート(1) 用紙1、付箋
展開3 (5分)	○契約の成立 ・(売買契約の)契約の成立について理解する。 契約の成立によって生じる権利と義務について学ぶ。 ・未成年者取消権	ワークシート(2)(3)
展開4 (10分)	○契約の成立前と成立後の対処について知る(グループワーク) ・京都府の事例集2件それぞれ、どのように対処するかグループで話し合う。 ・グループの意見をまとめて発表する。 (生徒の意見をまとめて板書)	ワークシート(4) 用紙2、付箋
まとめ (5分)	○本日の学習を振り返る ・188周知	

中学校における消費者教育の支援⑭

消費生活と契約 京都府消費生活安全センター

____ 学年 ____ 組 ____ 番 氏名 _____

第1章 私たちの消費生活
1 消費者としての自覚
(1) 契約と約束、それぞれの特徴を考えよう

契約	・契約は絶対守らないといけない ・買った物を返す事は契約したこと ・自分勝手に辞められない など
約束	・都合で辞められる ・けっこうゆるい ・家族に、晩ご飯のおかずなどを依頼するレベル など

(2) 契約クイズ
店で買ったとき、契約が成立するのはいつ?
① レジに商品を置いたとき。
② 店員が「ありがとうございます。」と言ったとき。
③ 代金を支払ったとき。

Q1 解答 2

(3) 売買契約の基本
空欄に入る文字を下の から選んで書きましょう。
契約は【 法律によって保護された 】約束事である。
売買の契約は、消費者の【 買いたい 】という意志と販売者の【 売りたい 】という意志が
【 合致 】した時に成立する。
売買契約が成立すると、双方に【 権利 】と【 義務 】が発生する。
契約が成立すると一方的に【 取り消す 】ことができない。
商品を購入するときには【 慎重な判断 】が必要である。

権利	法律によって保護された	買いたい	義務	取り消す	慎重な判断	売りたい	合致	契約
----	-------------	------	----	------	-------	------	----	----

(4) 事例5と6に対して、どのように対処しますか? それはなぜですか?

事例5 定期購入	契約は成立している どうする? 契約をやめたいと購入先に問い合わせる。 未成年者取消権を主張する。
事例6 ワンクリック詐欺	契約は成立していない どうする? 無視する。 自分は調べ物をしていて誤ってアダルトサイトに繋がったので合意していないから。

■ 試行授業

- 消費生活相談員が、京都府作成の副教材を活用して消費者教育を実施



- 教員と消費生活相談員とのチームティーチングで、京都府作成の副教材を活用して消費者教育を実施



- 【理想】教員が、京都府作成の副教材を活用して消費者教育を実施
 - 教育の専門家である教員が消費者教育を実施する。(消費生活相談員は外部講師)
 - 消費生活相談員が全ての中学校で出前講座を実施するのは不可能

中学校における消費者教育の支援⑮

■ 技術・家庭科部会を通じた周知

令和5年度 京都府中学校教育研究会 技術・家庭科部会
研修会参加状況一覧

地 域	学校数	教科	研修会日時	備考
相 楽	10	家庭	7月27日（木）参加	
綴 喜	7	家庭		12/21（木）地域部長に令和5年度作成教材の周知依頼
城 久	6	家庭		12/21（木）地域部長に令和5年度作成教材の周知依頼
宇 治	10	家庭	10月25日（水）参加	
乙 訓	8	家庭		12月26日（火）地域部長に令和5年度作成教材の周知依頼
亀 岡	7	家庭	8月1日（火）参加	
南 船	9	家庭		
綾 部	6	家庭	10月3日（火）参加	
福知山	9	家庭	令和4年8月19日（金）参加	
舞 鶴	7	家庭		1月16日（火）地域部長に令和5年度作成教材の周知依頼
与 謝	6	家庭	8月2日（水）参加	
丹 後	6	家庭		